

山形県遊佐町における耕作放棄地を活用した 地域特産品の開発

山口 泰史
松山 薫

要 約

山形県遊佐町では、耕作放棄地でサツマイモを栽培し、それを芋焼酎に加工して販売している。本研究は、同町が芋焼酎を作るに至った経緯、及び、流通販売の仕組みについて考察するものである。

遊佐町農業委員会では、町内で増加する耕作放棄地に頭を悩ませていた。そこで、耕作放棄地でサツマイモを栽培して芋焼酎を作ることを考えた。一方、遊佐町の外部組織である遊佐ブランド推進協議会では、新たな地域特産品の開発を模索していた。そこで、2009年度に「遊佐町特産焼酎プロジェクト」が発足した。

収穫されたサツマイモは、遊佐ブランド推進協議会の依頼を受けた秋田県醗酵工業株式会社が買い取り、芋焼酎を製造する。製造された焼酎は、山形県酒類卸株式会社が全量を一括仕入れする。そして、遊佐町内の小売店が個別に仕入れて販売を行っている。こうしたシステムの背景には、酒税法の厳しい規制がある。このシステムを維持するために、遊佐ブランド推進協議会、秋田県醗酵工業株式会社、山形県酒類卸株式会社の三者で契約が結ばれている。

事業利益は秋田県醗酵工業株式会社、山形県酒類卸株式会社、各小売店に分配され、遊佐ブランド推進協議会の利益はゼロである。しかし、協議会では芋焼酎を契機に、町のイメージアップや地域活性化が図られればよいと考えている。こうした取り組みは、耕作放棄地対策と6次産業推進を同時に進行するモデルとして注目されよう。

1. はじめに

わが国では現在、農業人口の減少や高齢化などによる、耕作放棄地の増加が大きな問題となっている。具体的な問題として、耕地減少による生産力低下はもちろんのこと、鳥獣被害やゴミ不法投棄、農村景観の喪失などが挙げられている（栗原 2019、柴田・佐藤 2016）。

耕作放棄地の出現は、戦後の高度経済成長期からすでに指摘されてきた。青野ほか（1972）は北陸地方を例に、1960年代に兼業（薪炭林業、沿岸漁業）が衰退して農家経営が崩壊の危機を迎え、これに高物価と低米価が追い打ちをかけたこと、加えて、出稼ぎの増大によって経営放棄が生じ、結果として耕作放棄地の発生に至ったと論じている。また塚田（1997）は、農地の荒廃化が進めば、食料自給率の一層の低下だけでなく、農林業の持つ公益的機能が失われ、広く人間の生活を脅かすことになるかと警鐘を鳴らしている。

耕作放棄地に対して国では、全国市町村に設置されている耕作放棄地対策協議会を実施主体として、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の交付を通じた荒廃農地の再生・利用に向けた取り組みや、必要な施設の整備などに対する支援を進めている。また、地域農業再生協議会が作成する再生利用計画に従って、耕作放棄地に食料自給率向上の効果が高い作物（麦、大豆、そばなど）を作付けして営農を継続した場合、土地条件や面積に応じて一定の金額を交付している。一方で、2016年4月の農地法改正にともない、2017年度から遊休農地の課税を強化することとした¹⁾。

このように、「アメとムチ」の施策によって少しずつ耕作放棄地の解消がみられるものの、『2012年度食料・農業・農村白書』（農林水産省）によれば、全国の耕作放棄地が39万6千ha（2010年）であるのに対し、再生利用された荒廃農地の面積は12,153ha（2011年）にとどまっており、抜本的な解決には至っていないと考えざるを得ない。

他方、農業の新たなスタイルとして6次産業が注目されている。農業（農林漁業）の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな

1) 荒廃農地とは、「現に耕作されておらず、耕作を放棄したことにより荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地」（農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」）と定義された用語である。また、遊休農地とは、「現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地」（1号遊休農地）、または「周辺地域の農地に比べて利用の程度が著しく劣っている農地」（2号遊休農地）と農地法で定められた用語である。一方、耕作放棄地とは、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を栽培せず、この先数年の間に再び栽培する考えのない土地」を指し、5年ごとに行われる農林業センサスにおいて、農家などの主観に基づいた回答により把握される。しかし、これらの用語の基本的な解釈にはそれほど大きな違いがないことから、本研究では併記しても差し支えないと判断した。

付加価値を生み出す取り組みを指す。東京大学名誉教授の今村奈良臣氏が提唱したとされており、直接的には農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指している。

国でも6次産業の推進に力を入れており、2010年12月3日には「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が交付された。この法律は、農林漁業者による加工・販売への進出など（6次産業化）に関して、財政面や制度面での優遇措置を定めたものである。

6次産業の推進は、耕作放棄地対策として有効な手段と考えられる。しかし、耕作放棄地の活用については、農作物栽培（吉田・豊2008）や放牧（堤2013）などの研究はあるものの、6次産業、すなわち農産物の加工による地域特産品開発についての研究報告は、管見の限りほとんどない。その意味で、山形県遊佐町の取り組みは大いに注目される。

山形県遊佐町では、耕作放棄地でサツマイモを栽培し、それを芋焼酎に加工して「耕作くん」という商品名で販売している。これは、耕作放棄地対策と6次産業推進を同時に進行する一つのモデルといえる。そこで本研究では、同町が芋焼酎を作るに至った経緯、及び流通販売の仕組みについて考察することを目的とする。

2. 耕作放棄地と6次産業に関する先行研究

耕作放棄地ならびに6次産業については、経済学（農業経済学、経済地理学）の分野でも多くの研究蓄積がある。本章では、それぞれの研究動向について俯瞰する。

(1) 耕作放棄地研究

先行研究を俯瞰したところ、大きく4つのカテゴリーに分類されることが分かった。

第一に、耕作放棄地の現状についての研究である。

渡辺・岡（2010）は、埼玉県南東部の田んぼの耕作放棄地における植生分布を調べた。植生は大きくヨシ群落とセイタカアワダチソウ群落に分類されるが、造成水域や踏圧の影響によって、分布に変化が生じていることが明らかになった。また、GIS（地理情報システム）の発達により、耕作放棄地の状況を広域的かつ時系列で分析することを可能にした。森本（2007）は、関東地方を例に、標高の上昇、傾斜の増大、都心からの距離増加とともに平均耕作放棄地率が上昇する傾向を明らかにし、1970年代より1980年代後半の方がより顕著であると指摘した。高篠（2014）は、長崎県の離島を例に、1975年～1990年は県全体の平均値より離島の方が、耕作放棄地率が高かったが、1990年頃を境として離島の方が低くなったことを示した。

第二に、耕作放棄地の拡大要因についての研究で、4つのカテゴリーでは最も研究蓄積がある。

寺床（2009）は、熊本県水俣市の限界集落²⁾を例に、1980年代までは、生産調整や機械化にともない耕地跡への植林が進行したが、1990年代以降は主たる農業従事者の引退が発生し、耕作放棄地が急速に拡大したこと、また、耕地の賃貸が行われるようになったものの、耕作放棄地を十分に抑制するまでには至っていないことを明らかにした。川島（2010）は、宮城県の農業センサスデータを分析して、人口集中地区（DID）までの時間距離と、耕作地の傾斜度などの地理的特性が、耕作放棄地の主要要因であることを明らかにした。一方で、農地の賃貸借率は将来の耕作放棄地の軽減に貢献するとした。稲葉（2013）も同様に、全国スケールで、土地持ち非農家の貸付面積率と耕作放棄面積比には負の相関があることを明らかにしている。これらを踏まえて谷本（2015）は、耕作放棄地へ向かう農地を「個」に委ねたまま放置するのではなく、市民・住民などの協働、ボランティアの自発的な参画など「共」の力を結集することも求められると提言している。また、川島・鹿野（2016）は、東北地方の農業集落データの分析から、土地・立地条件が耕作放棄の主要な要因とした上で、条件不利地ほど耕作放棄地が増大していることから、農林水産省の中山間地など直接支払による交付金の効果が限定的であったと批判している。

第三に、耕作放棄地の活用についての研究である。

先述した吉田・豊（2008）、堤（2013）のほか、神田（2010）は、山口県長門市の耕作放棄地における水田放牧に着目し、その普及要因として、①整備事業の助成を利用できたこと、②肉用牛飼養の省力化、飼料コストの削減に水田放牧が効果的であること、③まとまった土地を放牧地に利用できたこと、④地域リーダーの存在を指摘した。また、神田（2015）は、中国・九州地方の複数の中山間地域で現地調査を行い、それらの共通性から、耕作放棄地における放牧利用は、今後、人口減少と農家の高齢化が進む農山村において、少ない人数でより広域な土地を管理する方策としての意味が増大すると期待を寄せている。

第四に、異業種（企業）の農業参入についての研究で、比較的新しい研究分野である。日本における企業の農業参入は、2000年代のCSR（企業の社会的責任）ブームを背景に急展開し、耕作放棄地対策の切り札として期待が高まった。

吉田ほか（2014）は、農業の担い手が不足し、耕作放棄地が増加しつつある中で、特例子会社による障害者就農の可能性に着目している。経験の蓄積などにより現在抱えている課題を克服できれば、地域農業の多様な担い手の一翼を担いうる存在であることを明らかにしている。

2) 限界集落とは、65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落を指す。1991年に、高知大学教授（当時）で社会学者の大野晃氏が提唱した。

一方で、磯田・西（2014）は、企業の農業参入に対して「儲からなければすぐに撤退して、ますます農地が荒れるのではないか」「地域で協力体制を作るのは難しいのではないか」という“企業参入アレルギー”が、農村部には根強いことを問題視している。後藤（2015）も、企業の農業参入に一定の効果を認めつつも、すべての企業が耕作放棄地の活用に積極的というわけではなく、また企業が雇用する農業従事者も大部分が非正規雇用であるなど、手放しで評価するには注意が必要であると指摘している。李ほか（2015）は、耕作放棄地再生事業は、単に耕作放棄地を耕作できるような状態に戻す整備事業にとどまるのではなく、最終的に営農事業においても利益を生み出す経営を確立し、継続的に営農を行っていくことが大切であると強調している。

(2) 6次産業研究

耕作放棄地研究と同様に、大きく4つのカテゴリーに分類される。

第一に、6次産業企業についての研究である。

大西（2012）は、奈良県桜井市笠地区において、1990年代前半に造成農地でそば栽培がスタートし、その後、栽培促進協議会女性部が中心となってそば処を開店、さらに、2002年に集落全戸参加の「有限会社荒神の里・笠そば」が設立された過程を論じている。また、松岡・里村（2015）は、熊本県菊池市の株式会社ココファームについて、当初は養鶏場経営だったが、多角化のために法人化して、養鶏を中心とした生産・加工・販売を行う6次産業企業に変容したと紹介している。両者はいずれも、経営体が時代のニーズに合わせて業態を変化して、最終的に6次産業企業にたどり着いた「内発型」といえる。その意味で、青山・納口（2017）が分析した、ジェラートショップを経営するA牧場も内発型の事例である。青山・納口（2017）は、6次産業化は農畜産物の付加価値を高めるが、利益を確保するには一定の時間がかかることから、6次産業化に取り組む農業者は経営本体で十分に収益を確保しておくことが肝要と指摘している。

第二に、6次産業での農協や産直の役割についての研究である。

6次産業には、前述の、第一のカテゴリーにみられる「内発型」のほか、複数の経営体が協働で取り組む「連携型」がある。農商工連携や官民連携（PPP）などがその典型である。下山（2013）は、岩手県S町を例に、PPPの考え方に基づいて、地域の中に産業の枠を超えて農産物直売所（産直）を核としたバリューチェーンを形成しようとするモデル的取り組みに着目している。一方、高峰・吉本（2015）は、熊本県JAあしきたが中心となって、農商工連携による6次産業の推進に取り組む様子を紹介している。その上で、今後はJA自体が農業経営

を行ったり、JAと消費者が直接つながる直販システムを構築したりするなど、新たな展開も求められると指摘している。同様に、小田ほか（2016）も6次産業におけるJAの役割に着目している。具体的には、サポーター（下支え）、デザイナー（構築）、メディエーター（調整）、メンター（相談）、アントレプレナー（事業展開）を提唱している。

第三に、6次産業による地域振興についての研究である。

小川（2013）は、岐阜県郡上市明宝地域の6次産業化が、地域経済の自立につながっていると指摘している。そして、現地でのヒアリングから、中山間地域を取り巻く厳しい現実を受け止めつつ、工夫と協力によって地域を守っていこうとする人々がいることの重要性を明確にしている。また、川辺・美土路（2014）は、東日本大震災から東北地方が復興するには、「農業の」6次産業化ではなく「農山漁村の」6次産業化が重要であると強調している。その理由として、6次産業化は単に産業の再生でなく、多様なステークホルダーによる地域社会の再生・活性化につながるからと指摘している。一方、大橋（2015）は、全国データの分析から、6次産業の展開には、大都市圏との位置関係が一定の影響を及ぼしているとしながらも、縁辺市町村の事業体が必ずしも零細というわけではないと述べている。山内（2016）は、地域で6次産業が活発化するには、助成金や金融機関（融資）以外の資金調達として、6次産業化ファンドによる出資も有効であると主張している。

第四に、6次産業の理論的考察についての研究である。

吉仲（2011）は、農商工連携・6次産業化に関わる研究レビューを通じて論点整理を行い、現在取り組まれている農商工連携・6次産業化について、各経済主体の組織構成の特徴や、異業種連携の仕組みの強化につながる支援的側面の意義と課題を整理する試みを展開している。松下・森山（2014）は、6次産業化の活動を評価する視点について、「制度・政策的要因（制度利用）」、「環境・技術的要因（技術条件）」、「人的要因（経営者能力）」の3つの視点に注目すべきと述べている。小田ほか（2014）は、6次産業化事業の展開パターンを理念的に類型化しつつ、それらの展開パターンにおける各事業主体やネットワークのあり方、さらにはそれらを取り巻くガバナンスとコンフリクトの様相を整理している。宮下（2016）は、6次産業化において求められるのは人材、とりわけコーディネーター人材であり、農業生産者と企業などビジネス側をつなぐ役割を果たす人材の育成が特に重視されていると主張している。

以上、耕作放棄地と6次産業についての先行研究を概観したが、双方に踏み込んだ議論は大西（2012）にわずかにみられるのみであった。したがって、耕作放棄地を活用した6次産業の展開に焦点を当てた本研究には相応のオリジナリティがあるといえよう。

3. 地域概況

山形県遊佐町の位置を示したものが図1である。

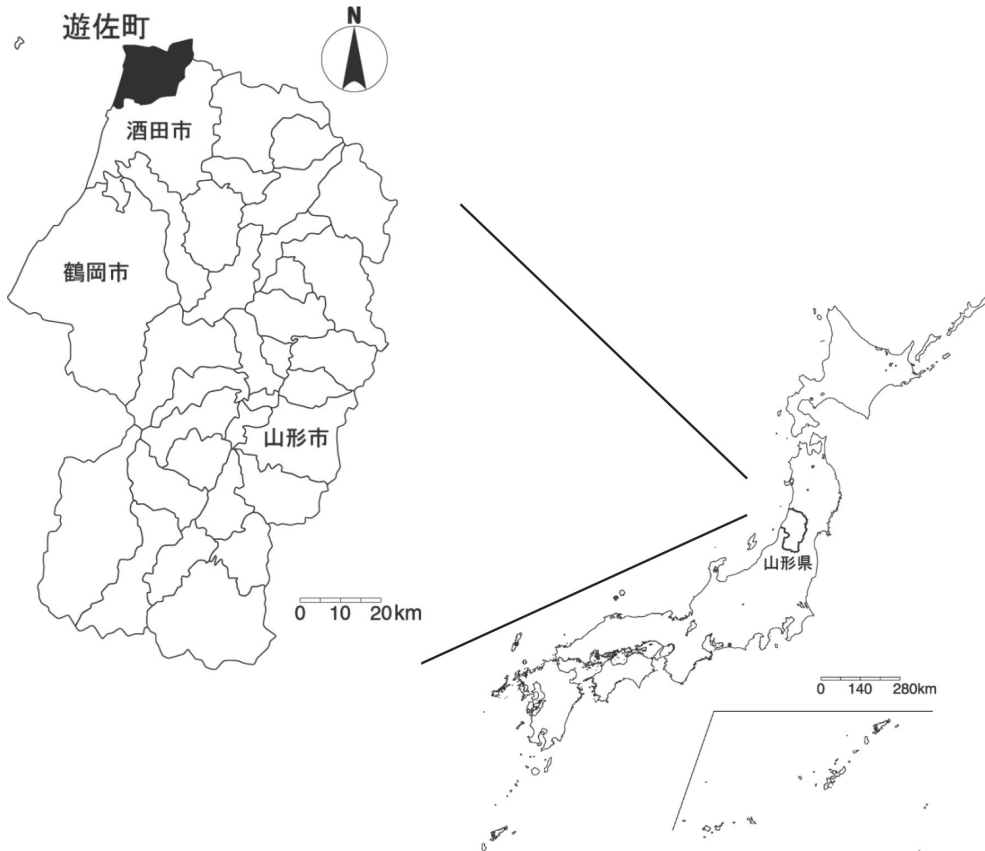


図1 遊佐町の位置

山形県遊佐町は、山形県の最北端に位置し、西は庄内砂丘を隔て日本海に臨み、北は鳥海山を境に秋田県に接し、東は出羽丘陵に囲まれ、南は酒田市に接している。

2015年の人口は14,207人（国勢調査）で、ピーク時の1950年（25,726人）から44.8%減少している（図2）。今後も人口減少は進み、2045年には、2015年の半分以下の6,975人まで減少すると推計されている。また、2015年の老年人口比率は37.2%で、全国や山形県の水準と比べて高い（図3）。2045年にはこれが52.6%まで上昇し、将来的には町の人口の過半数が65歳以上の高齢者になると推計されている。このように、遊佐町では人口減少と高齢化が深刻である。

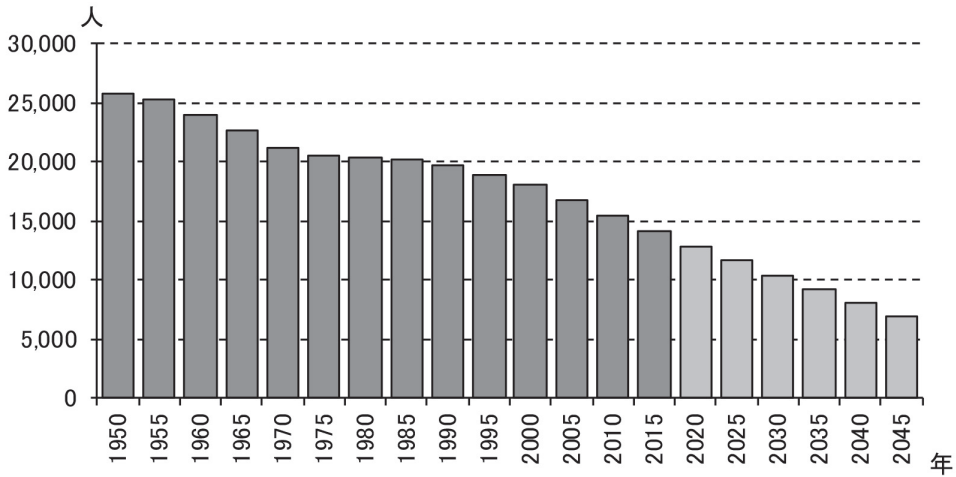


図2 遊佐町の人口推移

資料：1950年～2015年は国勢調査、2020年～2045年は国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」

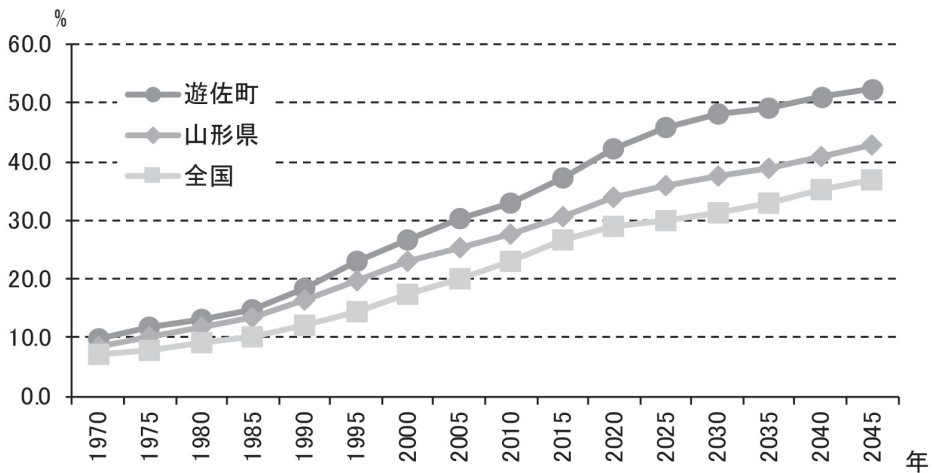


図3 老年人口比率の推移

資料：1970年～2015年は国勢調査、2020年～2045年は国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」

一方、農地の状況について、表1は全国と山形県、遊佐町における耕作放棄地率³⁾の推移を示したものである。これを見ると、2005年に6.3%だった遊佐町の耕作放棄地率は、2015年には14.6%に上昇している。傾向として、遊佐町では全国や山形県に比して耕作放棄地率が高く、

3) 計算式は以下のとおりである。(総農家の耕作放棄地面積 + 土地持ち非農家の耕作放棄地面積) ÷ (総農家の経営耕地面積 + 総農家の耕作放棄地面積 + 土地持ち非農家の耕作放棄地面積)。

山形県遊佐町における耕作放棄地を活用した地域特産品の開発

増加のスピードも速いことが分かる。

次に、農業人口について、表2は全国と山形県、遊佐町における基幹的農業従事者数⁴⁾の推移を示したものである。遊佐町の基幹的農業従事者数は、2005年の1,415人から2015年には562人に減少しており、全国や山形県よりもはるかに高い減少率(-60.3%)を示している⁵⁾。

また、遊佐町の基幹的農業従事者に占める高齢者の割合をみると(表3)、2005年から2015年にかけて、とりわけ75歳以上の割合が上昇している。2015年には基幹的農業従事者の4分の1以上が75歳以上となっている。すなわち、遊佐町では農業人口の減少と高齢化が顕著である。

表1 耕作放棄地率(%)の推移

	全国	山形県	遊佐町
2005年	9.7	6.0	6.3
2010年	10.6	7.7	13.9
2015年	12.1	8.8	14.6

資料：地域経済分析システム「RESAS」

表2 基幹的農業従事者数(人)の推移

	全国	山形県	遊佐町
2005年	2,240,672	57,672	1,415
2010年	2,051,437	52,015	708
2015年	1,753,764	45,821	562
2005⇒2015 減少率	-21.7%	-20.5%	-60.3%

資料：農林業センサス

表3 遊佐町の基幹的農業従事者に占める高齢者の割合

	65歳以上	75歳以上
2005年	52.5	16.6
2010年	50.3	21.8
2015年	54.3	26.3

資料：農林業センサス

4. 耕作放棄地を活用した地域特産品の開発

(1) 芋焼酎開発のきっかけ

2000年代後半、遊佐町農業委員会では、かねてより町内で増加しつつある耕作放棄地の現状

4) 「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「主に自営農業」の者をいう。

5) 減少率は、山形県35市町村の中で最も大きい。

に頭を悩ませていた。そして、委員会で協議を重ねた結果、砂丘地の耕作放棄地でサツマイモを栽培し、それを芋焼酎に加工して販売することを考え付いた。サツマイモを選択したのは、砂丘は砂地で水はけがよく、栽培に適していると考えたからである。また、遊佐町にはあまり特筆すべき土産物がなく、折しも日本が焼酎ブームにある中、芋焼酎が町の土産物になれば良いとの期待もあった。

一方、遊佐町の外部組織である遊佐ブランド推進協議会では、新たな地域特産品の開発を模索していた。同協議会は、町内企業の支援や企業誘致に加えて、農業や観光を中心とする産業支援を行い、地域資源のブラッシュアップによる元気で活力のあるまちづくりのため⁶⁾に、2005年に設立された組織である。会長は遊佐町長で、構成メンバーは表4のとおりである。規約に基づく具体的な活動として、首都圏への遊佐産食材の販路拡大、特産品の開発、雇用拡大支援などが挙げられる。

表4 遊佐ブランド推進協議会名簿（令和元年度）

No.	団体名	役職	No.	団体名	役職
1	遊佐町	町長	15	山形県漁協女性部	部長
2	遊佐町議会	議長	16	月光川土地改良区	理事長
3	遊佐町教育委員会	教育庁	17	北庄内森林組合	代表理事 組合長
4	遊佐町区長会連絡協議会	副会長	18	NPO法人遊佐鳥海観光協会	理事長
5	JA庄内みどり農協	遊佐地区 代表理事	19	遊佐町総合交流促進施設 (株)	取締役常務
6	JA庄内みどり農協(遊佐支店)	支店長	20	庄内総合支庁酒田農業技術 普及課	課長補佐
7	JA庄内みどり農協(遊佐支店 営農課)	課長	21	遊佐町優良特産品推進部会	会長
8	JA庄内みどり農協(吹浦支店)	支店長	22	遊佐郵便局	局長
9	JA庄内みどり農協(開発米部 会)	部会長	23	遊佐町婦人会連絡協議会	会長
10	JA庄内みどり農協(女性部遊佐)	遊佐代表	24	遊佐町工業団地友好会	会長
11	遊佐町商工会	会長	25	遊佐町銀行協会	幹事
12	遊佐町商工会女性部	部長	26	遊佐町建設業協会	会長
13	遊佐町商工会青年部	部長	27	(公財)酒田青年会議所	理事長
14	山形県漁協吹浦支所	さかた総合 市場長	28	遊佐町(企画課)	課長

資料：令和元年度 遊佐ブランド推進協議会 事業報告書

6) 同協議会のホームページ (<http://yuza-brand.jp/gaiyo.html>) による (2020年12月15日閲覧)。

そこで、遊佐町農業委員会が遊佐ブランド推進協議会に相談を持ち掛けたところ、協議会でも前向きになり、2009年、遊佐町農業委員会とJA庄内みどり遊佐支店の営農、生活（販売）担当、遊佐町酒小売店組合（酒販倶楽部）ほか関係団体を構成メンバーとする、「遊佐町特産焼酎プロジェクト」が発足した。

こうした一連の活動には、当時、遊佐町農業委員会の会長を務めていたT氏が大きく関わっているが、同時に、遊佐町産業課長が、遊佐町農業委員会と遊佐ブランド推進協議会の事務局長を兼ねていたことも、話がスムーズに進んだ背景にある⁷⁾。なお、遊佐町特産焼酎プロジェクトの事務局は、当初は遊佐町農業委員会が担っていたが、2年目以降は、製造、販売に関わることや、町の特産品開発育成の観点から、遊佐ブランド推進協議会が担当している⁸⁾。

また、芋焼酎の商品名をどうするかについて遊佐町特産焼酎プロジェクトで検討した結果、「耕作放棄地を活用して作る」という思いから「耕作くん」とした。

(2) 課題の克服

芋焼酎製造の事業化にあたって、克服しなければならない課題が大きく2点あった。

一つは、芋焼酎を作る酒造メーカーの確保である。

山形県内には焼酎製造を行っている酒造メーカーはあるものの、数は非常に少なく⁹⁾、しかも、芋焼酎をつくっているところはなかった。技術的に芋焼酎を製造できる酒造メーカーはあったが、サツマイモの収穫時期（10月末）には対応できず、仕込みは既存の他の原料（サトウキビなど）の後になるということであった。サツマイモは寒さに弱いので、収穫から時間が経つと腐ってしまう。それで、断念せざるを得なかった。

困っていたところ、山形県酒類卸株式会社、秋田県湯沢市にある秋田県醗酵工業株式会社を紹介した。秋田県醗酵工業株式会社では、サツマイモの収穫時期に合わせて芋焼酎を製造できるということで、遊佐ブランド推進協議会では、同社に焼酎製造を委託することになった¹⁰⁾。

もう一つの課題は、サツマイモの栽培ノウハウの不足である。

遊佐町では、江戸時代末期からサツマイモを栽培してきた歴史がある。町内に立つ石碑に

7) 遊佐町産業課長は、遊佐町特産焼酎プロジェクトの構成メンバーでもある。

8) T氏は、現在は遊佐町農業委員会の会長を退いているが、遊佐町特産焼酎プロジェクト発足当初から代表を務めている。そして、現在の遊佐町農業委員会会長も、遊佐町特産焼酎プロジェクトの構成メンバーになっている。

9) 山形県の焼酎の製成数量（連続式蒸留と単式蒸留の合計）は、全国の0.01%に満たない（国税庁統計年報平成30年度版）。

10) 山形県酒類卸株式会社も秋田県醗酵工業株式会社も、現在は遊佐町特産焼酎プロジェクトのメンバーとなっている。

は、兵藤太郎吉なる人物が、文久2（1862）年、上野国（現在の群馬県）坂本村よりサツマイモの種を200貫匁（約750kg）買い求め、藤崎という地名の西山砂丘地に植えたのが最初である、という趣旨の碑文が刻まれている（写真1）。



写真1 サツマイモ栽培発祥を伝える石碑
筆者撮影（2020年9月4日）

しかしながら、遊佐町特産焼酎プロジェクト発足当時には、町内にほとんど栽培者がいなかった。表5は、都道府県別のサツマイモの生産状況を示したものであるが、2017年

で、山形県のサツマイモの作付面積は全国の0.1%、収穫量は0.04%に過ぎない¹¹⁾。そもそも、山形県自体が現在ではほとんどサツマイモの栽培を行っていないことが分かる。

それでも、2009年、遊佐町農業委員会が西山砂丘地に耕作放棄地（14アール）を見つけ、地主と交渉して賃貸料無しでサツマイモ栽培を始めた。しかし、傾斜地で水はけが悪かったこ

表5 都道府県別のサツマイモ生産状況（2017年）

順位	都道府県	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	構成比(%)	
				作付面積	収穫量
1	鹿児島県	11,900	282,000	33.4	34.9
2	茨城県	6,700	174,900	18.8	21.7
3	千葉県	4,130	101,200	11.6	12.5
4	宮崎県	3,690	90,000	10.4	11.2
5	徳島県	1,100	30,300	3.1	3.8
6	熊本県	1,000	22,300	2.8	2.8
7	静岡県	582	10,500	1.6	1.3
8	大分県	369	7,450	1.0	0.9
9	高知県	374	7,370	1.1	0.9
10	埼玉県	368	5,670	1.0	0.7
45	山形県	29	363	0.1	0.04
	全国	35,600	807,100	100	100

資料：作物統計（農林水産省）

11) サツマイモの作付面積調査及び収穫量調査は主産県調査であり、3年周期で全国調査を実施している。したがって、2020年時点では2017年のデータが最新である。

とや、病気への対策が十分でなかったことから、収穫したサツマイモは痛みが激しく、半分以上を切り取って出荷することになった。そのため、初年度の焼酎製造本数は、予想を下回る 586 本にとどまった¹²⁾。

そこで、2 年目（2010 年）は場所を変え、T 氏のとついで、西山砂丘地の別の地主から耕作放棄地 20 アールを借りることになった。初年度の反省を踏まえ、栽培ノウハウも向上し



写真2 耕作放棄地を活用したサツマイモ栽培
筆者撮影（2020 年 9 月 4 日）

たことから、2010 年度は 2,264 本の芋焼酎を製造することができた。そして、地主と正式に 10 年間の賃貸契約を結び、賃貸料も支払うこととした。2020 年には 2 度目の 10 年間の賃貸契約を結び、今日に至っている（写真 2）。

芋焼酎の製造本数はその後も増え続け、2015 年度には 6,300 本に達した。しかし一方で、芋焼酎の在庫も目立つようになってきた。当時栽培していたサツマイモの品種は黄金千貫であったが、黄金千貫は食用に向かないため、収穫した分だけ秋田県醗酵工業株式会社に出荷していた。

そこで、2016 年度から、栽培品種を黄金千貫から紅はるかに変更した。紅はるかは黄金千貫に比べて病気に強く、生食も可能である。そして、秋田県醗酵工業株式会社に出荷する量を 3 トン（芋焼酎に換算して約 3,600 本分）に固定し、余った分は干し芋などに加工して販売することにした¹³⁾。

5. 芋焼酎の流通販売

(1) 流通システムの構築

例年、5 月にサツマイモ苗の定植が行われる。また、10 月最終週の週末にサツマイモの収穫が行われ、週明けには秋田県醗酵工業株式会社に出荷される。同社が買い取った金額は、前出の T 氏ら生産者の収入となる。

ただし、定植と収穫にはより多くの人手を要するため、遊佐ブランド推進協議会のホームページや Facebook で参加者を募集したり、T 氏が電話などで個人的に呼びかけたりして集め

12) 製造本数のデータは、遊佐ブランド推進協議会の提供資料による。以下も同様である。

13) 2019 年度の製造本数は 3,746 本であった。

ている。作業は全てボランティアであるが、女性や若者も多く、時には町外からの移住者も参加したりするなど、交流の場としても一定の機能を果たしている。

遊佐ブランド推進協議会の委託を受け、秋田県醗酵工業株式会社で製造された芋焼酎は、山形県酒類卸株式会社が全量を一括仕入れする。そして、遊佐ブランド推進協議会のメンバーで酒類販売免許がある遊佐町総合交流促進施設株式会社（代表は遊佐町副町長）とJA庄内みどり遊佐支店、及び、遊佐町内の酒小売店が個別に仕入れて販売を行っている¹⁴⁾。すなわち、販売店の大半は遊佐町内にあり（14店舗）、一部、山形県酒類卸株式会社の紹介を受けて、近隣の酒田市（4店舗）と鶴岡市（1店舗）の店舗が販売を行っている¹⁵⁾。なお、販売店のうち、遊佐町総合交流促進施設株式会社が運営する道の駅「鳥海ふらっと」と、遊佐ショッピングセンターエルパ（ELPA）にある「地酒庄内館」では、電話による注文が可能である。

こうした一連の流れを整理すると図4のようになる。酒類の販売については酒税法の厳しい規制があるため、遊佐ブランド推進協議会と秋田県醗酵工業株式会社、山形県酒類卸株式会社

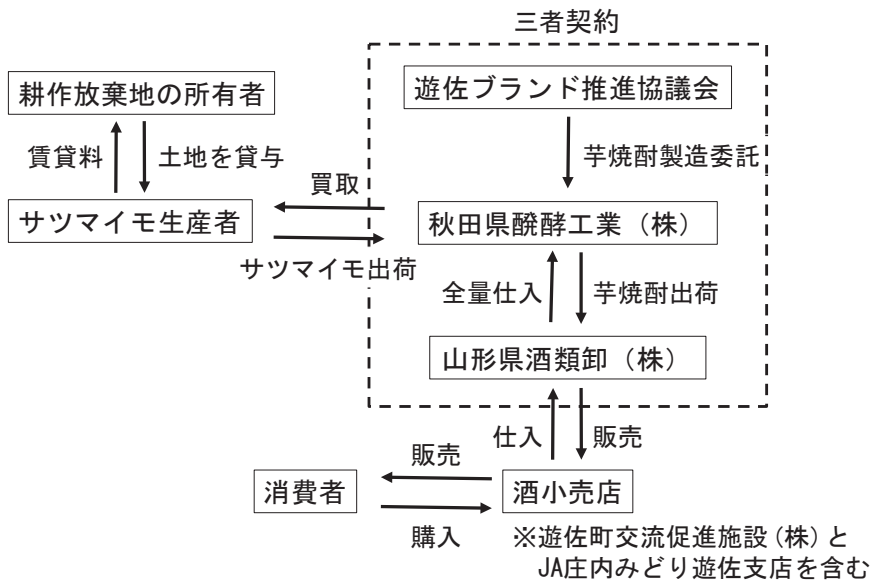


図4 サツマイモ生産と芋焼酎の流通システム

現地ヒアリングを基に筆者作成

14) 販売者は、いずれも遊佐町特産焼酎プロジェクトのメンバーである。

15) 東京にある山形県のアンテナショップ「おいしい山形プラザ」では芋焼酎を販売できない。これは、販売商品に「生産地が山形県内（原材料地は県外でも可）」という規則があるためである。なお、東京では、遊佐町と関係の深い生活クラブの店舗「デポー」が少量ながら販売を行っている。

の三者で、このような流通システムを構築、維持するべく契約を結んでいる。具体的には、製造された芋焼酎の販売に対して、酒税法第9条及び第10条に基づき酒類販売免許を得た組織をメンバーに持つ遊佐ブランド推進協議会が責任を負うというものである。

(2) 遊佐ブランド推進協議会による販促

図4において、秋田県醗酵工業株式会社が製造した芋焼酎は、契約により山形県酒類卸株式会社が全量を仕入れるため、秋田県醗酵工業株式会社が損害を被ることはない。しかし、酒小売店が完売できずに在庫が生じた場合、在庫を抱える山形県酒類卸株式会社が損害を被ることになる。それによって、山形県酒類卸株式会社が契約解除を求める事態になれば、流通システムは崩壊する。したがって、在庫を出さないように、遊佐ブランド推進協議会では販促に力を入れている。特に、協議会のメンバーである遊佐町交流促進施設株式会社（道の駅「鳥海ふらっと」）とJA庄内みどり遊佐支店（資材店舗）が仕入れて販売する芋焼酎は、三者契約もあって在庫を出すわけにはいかない。

そこで、新しい芋焼酎が発売される毎年4月以降、宣伝活動としてのチラシやポスターの掲出はもちろん、夏季と冬季に販促キャンペーンを実施している。具体的には、芋焼酎購入者でキャンペーンに応募した人の中から、抽選で遊佐町の特産品などが当たるイベントである。なお、これらの経費¹⁶⁾は、議会の承認を得て町の予算から計上している¹⁷⁾。

その結果、一本1,810円（720mlびん）と一般的な焼酎に比べて割高¹⁸⁾ではあるものの、「山形県の芋焼酎」という珍しさや、ほとんど遊佐町内でしか買えない限定性、さらには遊佐ブランド推進協議会の販促効果によって、近年はほぼ完売に至っている¹⁹⁾。それによって、三者契約の信頼性が確保されていると考えられる。

また、図4からも分かるように、芋焼酎の製造、販売で生じる利益は、秋田県醗酵工業株式会社と山形県酒類卸株式会社、酒小売店に分配され、事業体としての遊佐ブランド推進協議会の利益は全くない²⁰⁾。しかし、遊佐ブランド推進協議会では、地域特産品としての芋焼酎を契

16) チラシの印刷、景品の調達・送料など。

17) その他、サツマイモ苗代の助成などを含めて、2019年度は526,789円を計上した。

18) 小ロットゆえ、やむを得ないところではあるが、びんは、秋田県醗酵工業株式会社が使わなくなった既存のびんの再利用からスタートするなど、遊佐ブランド推進協議会では当初より価格の抑制に努めた。

19) 芋焼酎には消費期限がないので、実際には在庫が出て、翌年製造分に上乗せして販売できる。しかし、そうした状況が続けば雪だるま式に在庫が増えていく危険性があるので、遊佐ブランド推進協議会では、あくまで1年以内の完売を目指して努力しているところである。

20) 例えば、サツマイモの栽培面積を拡大して、サツマイモ収穫量、すなわち芋焼酎製造量を増やし、Amazon や楽天市場などインターネットチャンネルを活用して販路を広げ、利益を得る方法は考えうる。しかし、製造量が増えて販路が多様化すれば、必然的に在庫が生じるリスクは高まるため、遊佐ブランド推進協議会では現状維持に努めるとしている。

機に、町のイメージアップや地域活性化が図れれば良いと考えていることが、現地ヒアリングから明らかになった。

こうした取り組みは、耕作放棄地対策と6次産業推進を同時に進行するモデルとして注目されよう。

6. まとめ

本研究では、耕作放棄地でサツマイモを栽培し、それを芋焼酎に加工して販売している山形県遊佐町の取り組みに着目し、同町が芋焼酎を作るに至った経緯、及び、流通販売の仕組みについて考察を行った。結果は以下のようにまとめられる。

遊佐町農業委員会では、町内で増加する耕作放棄地に頭を悩ませていた。そこで、耕作放棄地でサツマイモを栽培して芋焼酎を作ることを考えた。一方、遊佐町の外部組織である遊佐ブランド推進協議会では、新たな地域特産品の開発を模索していた。そこで、2009年に「遊佐町特産焼酎プロジェクト」が発足した。

また、収穫されたサツマイモは、遊佐ブランド推進協議会の依頼を受けた秋田県醗酵工業株式会社が買い取り、芋焼酎を製造している。そして、製造された焼酎は、山形県酒類卸株式会社が全量を一括で仕入れ、さらに、遊佐町内の小売店が個別に仕入れて販売を行っている。こうしたシステムの背景には、酒類販売に関する酒税法の厳しい規制がある。なお、このシステムを維持するために、遊佐ブランド推進協議会、秋田県醗酵工業株式会社、山形県酒類卸株式会社の三者で契約を結んでいることが明らかになった。

なお、芋焼酎製造事業の利益は、秋田県醗酵工業株式会社、山形県酒類卸株式会社、各小売店に分配され、遊佐ブランド推進協議会の利益はゼロである。しかし、遊佐ブランド推進協議会では、芋焼酎を契機に、町のイメージアップや地域活性化が図られればよいと考えている。

以上から、こうした取り組みは、耕作放棄地対策と6次産業推進を同時に進行するモデルとして注目されると結論付けた。

今後は、後継者の人材育成など、持続可能性に向けた課題の検討や、他地域への汎用性についての議論が必要であろう。

付記

本研究の実施にあたって、現地ヒアリングに応じていただいた、遊佐町特産焼酎プロジェクト

ト代表の高橋良彰氏、遊佐ブランド推進協議会事業推進員の土門航大氏をはじめとする方々に、この場を借りてお礼申し上げます。なお、本稿の骨子は、日本地域政策学会 2020 年度全国大会（Web 開催）において発表した。

参考文献

- 青野寿彦・奥山好男・向後紀代美・合田昭二・竹田秀樹（1972）「奥能登における織布業の創設とその背景（1）」『地理学評論』45 巻 1 号、pp.679-702.
- 青山浩子・納口るり子（2017）「6 次産業化が農業経済体の収益性に与える影響と経営者による評価－ジェラートショップを経営する A 牧場の事例から－」『農村経済研究』88 巻 4 号、pp.394-399.
- 磯田 健・西 和盛（2014）「企業の参入による地域農業の維持・再生－大分県の取組と今後の展望－」『食農資源経済論集』65 巻 1 号、pp.13-20.
- 稲葉弘道（2013）「耕作放棄地面積増加の因果分析」『千葉大学経済研究』28 巻 3 号、pp.357-383.
- 大西敏夫（2012）「農業の 6 次産業化の今日的意義－奈良県・笠地区を事例に－」『経済理論』368 巻、pp.45-62.
- 大橋めぐみ（2015）「6 次産業化の展開と地域性－6 次産業化総合調査の組替集計による分析－」『農業経済研究』87 巻 2 号、pp.168-173.
- 小川尚紀（2013）「中山間地域における地域経済の自立に関する一考察～郡上市明宝地域の 6 次産業化を事例として～」『地域経済』32 巻、pp.29-47.
- 小田滋晃・長命洋佑・川崎訓昭・長谷 祐（2014）「六次産業化を駆動する農企業戦略論研究の課題と展望－ガバナンスとコンフリクトを基調として－」『生物資源経済研究』19 巻、pp.73-94.
- 小田滋晃・坂本清彦・川崎訓昭・長谷 祐（2016）「先進的農業経営体における事業展開の論理と方向－六次産業化と農協の役割に着目して－」『生物資源経済研究』21 巻、pp.17-27.
- 川島滋和（2010）「農業センサス集落地図データを利用した耕作放棄地の要因分析」『東北農業経済研究』28 巻 2 号、pp.23-29.
- 川島滋和・鹿野秀一郎（2016）「耕作放棄地の発生要因と抑制効果に関する計量経済分析」『農業経済研究』88 巻 3 号、pp.287-292.
- 川辺 亮・美土路知之（2014）「6 次産業化と東北の復興～「6 次産業起業人材育成事業」における起業プラン分析を通じて～」『農村経済研究』32 巻 1 号、pp.81-87.
- 神田竜也（2010）「長門市油谷地区における水田放牧の普及要因と拡大に向けての課題」『地理学評論』83 巻 1 号、pp.21-43.
- 神田竜也（2015）「水田・里山放牧の展開と推進課題」『経済地理学年報』61 巻 1 号、pp.37-50.
- 栗原伸一（2019）「千葉県における耕作放棄地の現状と対策」『職と緑の科学』73 巻、pp.13-14.

- 後藤拓也 (2015) 「企業による農業参入の展開とその地域的影響－大分県を事例に－」『経済地理学年報』61 巻 1号、pp.51-70.
- 柴田 祐・佐藤彰人 (2016) 「中山間地域における耕作放棄地の景観に対する地域住民の評価に関する研究」『ランドスケープ研究』79 巻 5号、pp.617-622.
- 下山 禎 (2013) :岩手県における農産物直売所の現状と6次産業化の展開方策に関する一考察。農村経済研究、31-1、pp.11-17.
- 高篠仁奈 (2014) 「GISで見る離島の耕作放棄地－長崎県における長期変容と五島市の取り組み－」『農業経済研究報告』45 巻、pp.53-65.
- 高峰博美・吉本 諭 (2015) 「農山村過疎地域における農協を軸とした振興方策－熊本県 JA あしきたの取組から－」『食料資源経済論集』66 巻 1号、pp.23-32.
- 谷本一志 (2015) 「耕作放棄地の発生メカニズムと解消方策に関する経済学的考察」『オイノミカ』52 巻 1号、pp.35-56.
- 塚田章二郎 (1997) 「日本農業・農村の再生の可能性－農地の荒廃化に見る危機からの復活－」『経済地理学年報』43 巻 4号、pp.246-261.
- 堤 道生 (2013) 「耕作放棄地の放牧利用による農地活用に向けた研究の取り組み」『日本草地学会誌』56 巻 3号、pp.221-225.
- 寺床幸雄 (2009) 「熊本県水俣市の限界集落における耕作放棄地の拡大とその要因」『地理学評論』82 巻 6号、pp.588-603.
- 松岡義博・里村陸弓 (2015) 「複合的高度6次産業化法人経営体を軸とした地域振興の方策－熊本県(株)コッコファームの取組から－」『食農資源経済論集』66 巻 1号、pp.33-41.
- 松下秀介・森山あゆみ (2014) 「農業における経営発展の時系列評価に関する一試論－6次産業化における制度利用・技術条件・経営者能力に注目して－」『筑波大学農林社会経済研究』30 巻、pp.55-63.
- 宮下 清 (2016) :「地域ビジネスの経営戦略と人材育成－一村一品運動・6次産業化から地方創生へ－」『大分大学経済論集』67 巻 4・5号、pp.77-117.
- 森本健弘 (2007) 「関東地方における耕作放棄地率分布と環境条件の対応－農業集落カードを利用して－」『筑波大学人文地理学研究』31 巻、pp.159-173.
- 山内良一 (2016) 「地域農業・農村の「6次産業化」とその政策方向(その1)」『熊本学園大学経済論集』22 巻 3・4号、pp.355-365.
- 吉田 明・豊 輝久 (2008) 「耕作放棄地への導入作物事例」『農業農村工学会誌』76 巻 7号、pp.591-594.
- 吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀 (2014) 「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題－地域農業の担い手としての特例子会社の可能性－」『農業経済研究』86 巻 1号、pp.12-26.
- 吉仲 怜 (2011) 「農商工連携・6次産業化の論点整理と事例評価」『農村経済研究』29 巻 1号、pp.4-13.
- 李 侖美・大塚梨沙・鶴川洋樹 (2015) 「耕作放棄地の再生事業と営農展開－秋田県における実態と課題－」『農村経済研究』33 巻 1号、pp.81-89.
- 渡辺雅樹・岡 秀一 (2010) 「埼玉県南東部見沼田圃の耕作放棄地における植生分析とその成立要件」『地理学評論』83 巻 5号、pp.465-478.

Summary

Development of Local Specialty Products as a Measure for Utilization of Abandoned Farmlands in Yuza Town, Yamagata Prefecture

Yasufumi YAMAGUCHI
Kaoru MATSUYAMA

The citizens of Yuza Town, Yamagata Prefecture, grow sweet potatoes on abandoned farmland and process them into sweet potato Shochu for sale. This article discusses how the production of sweet potato Shochu began and the distribution and sales system were developed.

The increasing levels of abandoned agricultural land in Yuza Town was considered problematic by the town's Agricultural Commission. To utilize these abandoned farms, the council decided to grow and sell sweet potato on them. Consequently, the Yuza Brand Association, an external organization of Yuza Town, sought to develop new local specialty products. In 2009, the "Yuza Town's Special Shochu Project" was launched.

The harvested sweet potatoes were purchased from AKITAKENHAKKO KOGYO Co., Ltd. at the request of Yuza Brand Association to produce sweet potato Shochu. All the manufactured Shochu was purchased in bulk by Yamagata Sake Service Co., allowing the retailers in Yuza Town to buy and sell individually. This system is strictly regulated by the Liquor Tax Law. To maintain this, the Yuza Brand Association, AKITAKENHAKKO KOGYO Co., Ltd., and Yamagata Sake Service Co. have an agreement.

The profits are distributed to AKITAKENHAKKO KOGYO Co., Ltd., Yamagata Sake Service Co., and individual retailers, while the Yuza Brand Association makes no profit. The objective of the Yuza Brand Association is to use the sweet potato Shochu to help improve the image of Yuza Town and encourage regional

development. These efforts are noteworthy as a model for simultaneously developing abandoned farmland and promoting the sixth industrialization.